

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について

(平成19年3月29日建管-2422)

第3条関係

公告に当たっては、別に定める公告文例を参考とし、次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項（予定価格を含む。）
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格確認申請書、入札書等の提出
- (4) 設計図書等に関する閲覧、質問及び回答
- (5) 入札保証金及び契約保証金
- (6) 落札者の決定方法
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

第4条関係

1 入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、原則として、請負対応額に応じ、次のとおりとする。

- (1) 請負対応額が3億円以上である工事
 - ① 建設業法第3条に規定する営業所の所在地
 - ② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可
 - ③ 当該工事と同種の工事の施工実績
 - ④ 当該工事における配置予定技術者の資格及び工事経歴
 - ⑤ 当該工事に対応する工種に係る建設業法施行規則第21条の3の規定により算出される直近の総合評定値
 - ⑥ その他当該工事に関して必要と認められる事項
- (2) 請負対応額が3億円未満である工事
 - ① 建設業法第3条に規定する営業所の所在地
 - ② 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による特定建設業の許可
(請負対応額が8千万円以上である場合又は元請負人が締結する下請負契約の代金の総額が4千万円(建築一式工事にあつては、6千万円)以上となることが見込まれる場合に要件とするものとする。)
 - ③ 当該工事における配置予定技術者の資格
 - ④ その他当該工事に関して必要と認められる事項

なお、特殊な工事又は技術的難易度が高い工事で工事の技術的特性を反映させる必要があるものにあつては、必要に応じ次の要件を追加することができる。

- ⑤ 当該工事と同種の工事の施工実績
 - ⑥ 当該工事における配置予定技術者の工事経歴
- 2 建設業法第3条に規定する営業所の所在地に係る要件については、次により定めるものとする。

(1) 請負対応額が1億円以上である工事((2)に掲げるものを除く)にあつては、原則として、秋田県内に主たる営業所を有する者(以下「県内業者」という。)とすることとする。ただし、特殊な工事等で競争性を確保する必要がある場合にあつては、県外に主たる営業所を有する者(以下「県外業者」という。)に拡大することができる。この場合においては、県内に営業所を有する者とするを原則とし、これによつてはなお競争性が確保できないときは、東北六県、全国の順に地域を拡大するものとする。

(2) 請負対応額が1億円以上3億円未満である一般土木工事にあつては、原則として、工事箇所のあるブロック(県北(鹿角市、鹿角郡、大館市、北秋田市、北秋田郡、能代市、山本郡)、中央(秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡、由利本荘市、にかほ市)及び県南(大仙市、仙北市、仙北郡、横手市、湯沢市、雄勝郡)をいう。以下同じ。)内に主たる営業所又は建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領(平成14年5月31日付け建管-639)(以下「特例要領」という。)第5第4項(平成23年5月1日改正前の特例要領第6第4項又は第5項を含む。)の規定(以下「合併特例」という。)に基づく営業所を有する者(以下「ブロック内業者」という。)とすることとする。ただし、特殊な工事等で、ブロック内では競争性の確保が困難と認められる場合又は大規模災害に伴う復旧事業等により、公共投資偏在の調整が必要である場合にあつては、県内業者とすることができる。

また、特殊な工事等で上記によつてもなお競争性が確保できないときは、(1)に準じて県外業者に拡大することができる。

(3) 請負対応額が1億円未満である工事にあつては、原則として、工事箇所のある地域振興局管内に主たる営業所又は合併特例に基づく営業所を有する者とする。ただし、特殊な工事等で競争性を確保する必要がある場合にあつては、ブロック、県内の順に主たる営業所を有する地域を拡大することができる(なお、地域の実情に配慮しやむを得ないと認められるときは、同一ブロック内の隣接する一の地域振興局管内を対象として地域を拡大することができる)。

また、特殊な工事等で上記によつてもなお競争性が確保できないときは、(1)に準じて県外業者に拡大することができる。

(4) (2) 及び (3) にかかわらず、海上工事(船舶を用いた、防波堤、護岸、岸壁、物揚場、離岸堤、消波堤、魚礁、棧橋、人工リーフ等の工事及びしゅんせつ工事をいう。)については、競争性の確保及び公共投資偏在の調整の観点から県内業者とする。

(5) (2) 及び (3) にかかわらず、入札が不調となる蓋然性が極めて高い場合(当該工事に近接かつ類似する工事の入札が不調となった直後に入札公告を行う場合等に限る。)については、(2) にあつては県内業者、(3) にあつてはブロック内業者又は県内業者とすることができる。

3 秋田県建設業者等級格付名簿(以下「格付名簿」という。)の等級に係る要件については、当該工事の工種及び請負対応額に対応する秋田県建設工事入札制度実施要綱(昭和62年4月22日付け監-134)別表3(等級別発注標準表)に定める等級とするものとする。ただし、特別の施設又は技術を要する工事である場合又は当該工事の工種及び請負対応額に対応する等級に格付された者の数が極めて少ない場合にあつては、同

表に定める等級以外の等級とすることができる。

第7条関係

- 1 競争入札参加資格確認申請書等の受付締切時刻の設定に当たっては、当該時刻から入札書受付開始時刻までの間に、電子入札システム上で「資格確認通知一括発行処理」を行う必要があることから、当該事務処理が円滑に行えるような日程となるよう留意すること。
- 2 建設業許可通知書の写しの提出を求める者は、県外業者のみとする。
- 3 直近の総合評定値通知書の写し、同種工事の施工実績又は配置予定技術者の資格・工事経歴等の提出を求めるのは、それぞれ総合評定値、同種工事の施工実績又は配置予定技術者の資格・工事経歴等を入札参加資格要件としている場合とする。

第10条関係

- 1 入札書の提出期間は原則として3日間とする。また、期間の設定に当たっては、公告の日から入札書の提出期間の末日までの間において、建設工事等競争入札事務の取扱い（平成4年2月20日付け監-1687）第7に定める見積期間が確保されるような日程とするものとする。
- 2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあつては、あらかじめ公告においてその旨を明らかにするとともに、地域要件の設定等において競争性の確保に十分留意するものとする。

第12条関係

- 1 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、別に定めのあるもの及び次に定めるものを除いて、開札の日を基準として判断するものとする。
 - (1) 格付名簿の等級及び電子入札運用基準に基づく利用者登録については、公告の日を基準とする。
 - (2) 配置予定技術者については、落札決定通知予定日の5日後（余裕期間を設定する工事にあつては工事着手指定日又は工事着手期限日、議会の議決に付さなければならない契約に係る工事にあつては本契約締結予定日）を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。
- 2 1の基準の日以降に入札参加資格における要件（格付名簿の工種・等級に係る要件を除く。）を満たさなくなったことが明らかになったときは、当該要件を満たしていなかったものとみなすものとする。
- 3 県内業者について建設業の許可等の状況を確認するに当たっては、秋田県公共事業執行管理システムの業者管理システム等を活用するものとする。また、県外業者の入札参加資格について、提出された書類等によっては十分な確認ができない場合は、建設政策課に照会する等により対応するものとする。
- 4 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の資格・工事経歴の確認に当たっては、提出された確認資料の不備・不足により当該資料だけでは資格の有無が判断できない場合に

あつては、追加資料の提出を求める等により実質的に資格を有するか否かを確認するものとする（資料の不備等をもって直ちに資格なしとする扱いはしないこと）。この場合、当該落札候補者に対しては、嚴重注意の上、次回以降も不備・不足等があったときは指名停止等のペナルティがあり得ることを教示し、注意を喚起するものとする。

また、確認申請書等に記載された配置予定技術者が資格・工事経歴を満たさないものであった場合又は専任配置させることができない者であった場合は、配置予定技術者の変更は認めないものとする（要件を満たしている技術者が病気、退職等やむを得ない事情によって配置できないものと認められる場合に限って、要件を満たす他の技術者との変更を認める）。

- 5 確認申請書等に記載された技術者が他の県発注工事においても配置予定技術者とされている場合にあつては、当該工事の発注機関に入札執行状況を確認する等により、重複して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の工事について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札において落札者とする事とし、関係発注機関との調整を図るものとする。
- 6 秋田県税及び社会保険料に滞納がないことについては、第14条第1項の規定に基づき落札決定後に落札者から提出される秋田県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を受理することをもって確認に代えるものとする。
- 7 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、落札候補者の構成員が他の共同企業体の構成員となっていないことについて、すべての入札参加資格確認申請書のJV申請書等により、重複がないことを確認するものとする。
- 8 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。ただし、上記工事のうち失格判断基準を適用する工事にあつては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。
 - (1) 開札時において、入札に参加している入札価格が低い10者について入札参加資格における基礎的要件（格付名簿の工種・等級、営業所の所在地、指名停止及び指名差し控えに関する要件をいう。以下同じ。）を満たしているか否かを確認する。なお、基礎的要件を満たす者が10者未満となる場合にあつては、入札価格が低い順に確認対象を拡大し、当該要件を満たす者が10者に達するまで確認を行うものとする。
 - (2) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合で見積内訳明細書の未提出又は不備により入札を無効とされなかったときは、(1)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。
 - (3) 落札候補者が失格判断基準により失格と判断されなかったときは、当該候補者について入札参加資格におけるすべての要件を満たしているか否かを確認し、入札参加資格を有することが確認された後、別に定めるところにより低入札価格調査を行う。
- 9 事務手続の効率化を図るため、落札候補者の資格確認作業段階において当該候補者が入札参加資格を有しないことが見込まれる場合は、必要に応じ、次順位者の入札参加資格の確認作業を併せて行い、両者の入札参加資格について1回の入札審査会でまとめて

審議することができるものとする。ただし、入札参加資格を有するものとされた次順位者への落札決定通知は、落札候補者が入札参加資格を有しないことが確定してからでなければ行うことができない。

10 余裕期間を設定する工事であって任意着手方式の場合に提出を求める工事着手日報告書は、入札参加資格を判断する書類ではないことに留意すること。

なお、工事着手日報告書の提出が無い業者又は記載内容に不備がある工事着手日報告書（例：工事着手日に休日を指定している、記載された技術者が工事着手日からの当該工事への配置不可能等）を提出した業者に対しては、落札決定後に4項で規定する注意喚起を行ったうえで提出を求めること。

第13条関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリが受理されたことを確認するものとする。

第14条関係

- 1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書提出させることにより確認するものとする。
- 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。
- 3 前2項の証明書の発行日は、落札決定の日以降のものでなければならない。

（平成19年9月27日建管－1394 一部改正（平成19年10月1日から施行））
（平成20年3月31日建管－2598 一部改正（平成20年4月1日から施行））
（平成21年3月31日建管－3010 一部改正（平成21年4月6日から施行））
（平成21年7月1日建管－914 一部改正（平成21年7月1日から施行））
（平成21年8月31日建管－1274 一部改正（平成21年9月1日から施行））
（平成21年10月29日建管－1708 一部改正（平成21年11月1日から施行））
（平成22年3月30日建管－2661 一部改正（平成22年4月1日から施行））
（平成23年4月28日建管－264 一部改正（平成23年5月1日から施行））
（平成24年3月28日建管－2349 一部改正（平成24年4月1日から施行））
（平成27年3月25日建政－2050 一部改正（平成27年4月1日から施行））
（平成27年7月3日建政－590 一部改正（平成27年7月14日から施行））
（平成28年5月31日建政－391 一部改正（平成28年6月1日から施行））
（平成29年2月17日建政－1488 一部改正（平成29年2月21日から施行））

附 則（平成30年8月28日建政－721）

- 1 この通知は、平成30年8月28日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第4条関係の規定は、平成30年9月3日以降に公告を行う建設工事から適用し、同日前に公告を行う建設工事については、なお従前の例による。

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	〒
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	Ⓜ
電話番号	()-()-()

2. 確認書の請求枚数

枚

3. 申請事由

--

4. 確認事由

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 (延滞金を含む)	平成 年 月分から平成 年 月分まで	有・無

※対象期間は、申請日を含む月の前々月までの直近2年間を対象とする。

管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険
------	---------------------------------

上記のとおり相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

日本年金機構
年金事務所長 Ⓜ

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、
下記の者に委任します。 Ⓜ

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係